

# いじめ防止基本方針（概要版）

いわき市立内郷第一中学校

## 1 いじめ防止に関する基本的な考え方

### (1) いじめの定義 ※「いじめ防止対策推進法」より

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) いじめ防止対策の基本的な考え方

#### 【いじめの基本認識】

- ① いじめは、人として決して許されない行為（人権侵害）であること。
- ② いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るものであること。
- ③ いじめは、ふざけやからかいなどから起こることが多く、大人には気づきにくく、発見しにくいものであること。
- ④ いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触するものであること。
- ⑤ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題であること。

## 2 いじめ防止対策の組織

○いじめの防止を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

- ① 【いじめ防止対策委員会】
- ② 校長、教頭、教務、生徒指導主事、学年主任、学年生徒指導、養護教諭
- ③ 特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー

## 3 いじめ未然防止のための取り組み

- (1) 学級経営の充実
- (2) 道徳教育の充実
- (3) 学校行事への取り組みや部活動の充実
- (4) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

## 4 いじめ早期発見のための取り組み

- (1) 生徒、保護者との信頼関係の確立
- (2) 生活アンケートの実施
- (3) 生活日記の活用
- (4) スクールカウンセラーの活用
- (5) いじめ相談窓口の活用

## 5 いじめに対する早期対応

<いじめ発見から対応の展開>

- (1) いじめの発見・情報の把握
- (2) 対応方針の決定・役割分担（いじめ防止対策委員会）
- (3) 被害生徒、加害生徒、周囲生徒への支援、指導

## 6 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義 ※「いじめ防止対策推進法」より

- ① いじめにより生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合